

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する
すべての事業年度の確定申告書類 以下すべて

- ・ 確定申告書別表一の控え（1枚）
- ・ 法人事業概況説明書の控え（両面）
- ※ 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。
- ※ 確定申告書別表一の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など 以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー
- ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など
- ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報 以下すべて

- ・ 法人名義の口座通帳の表紙（法人の代表者名義も可）
- ・ 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書
- ※ 代表者の方の自署が必要です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。



※ 形式は「PDF」「JPG」「JPEG」「PNG」
のいずれかをお願いします。

スマートフォンの場合は

必要書類を撮影して写真を
スマートフォンに保存してください。



※ 細かな文字が読み取れるようきれいな
写真の添付をお願いします。

詳しくはホームページでご確認ください。

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する
2019年分の確定申告書類 以下すべて

- ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）
- ・ 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚）
- ※ 確定申告書別表一の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など 以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー
- ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など
- ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報 以下すべて

- ・ 申請者本人名義の口座通帳の表紙
- ・ 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

本人確認書類の写し 以下のいずれか

- ・ 運転免許証（両面）
 - ・ 個人番号カード（オモテ面のみ）
 - ・ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - ・ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）
- 上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。
- ・ 住民票の写しおよびパスポートの両方
 - ・ 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書
- ※ 代表者の方の自署が必要です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

左のページを参照ください。

詳しくはホームページでご確認ください。

やちん
家賃支援給付金
しえん
きゅうふきん

中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆さまへ

給付対象者

2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、
事業継続を下支えするために地代・家賃（賃料）の負担を軽減する
家賃支援給付金を申請できます。

- 1 いずれか**1か月の売上**が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**
- 2 連続する**3か月の売上**の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

給付額

中堅・中小企業や
小規模事業者

個人事業者

最大 **600** 万円

最大 **300** 万円

を一括で支給します

給付額の算定方法

申請日の直前1か月以内に支払った賃料（月額）をもとに算定した月額給付額の6倍

申請方法

申請は電子（オンライン）申請のみで受け付けます。パソコンからでも、スマートフォンからでも、簡単にできます。

申請は家賃支援給付金ホームページから

パソコンから

スマートフォンから

検索エンジンから

家賃支援給付金

右記の
QRコードから



「家賃支援給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

申請の方法

1 「家賃支援給付金」ホームページにアクセス。

家賃支援給付金



スマートフォンでも
ご利用可能です。

2 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。

○ 「申請する」ボタンをクリック

○ メールアドレスなどの情報を入力

○ 登録したメールアドレスに届くメールの受信確認

○ 確認メールに記載のアドレスをクリック

○ 手続き用ログインIDとパスワードを登録

3 マイページから各種情報を入力し、
必要書類を添付してください。

○ これで手続きが完了です。

✔ 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

○ 給付通知書が発送され、
ご登録の口座に入金されます。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方へ

全国に「申請サポート会場」を
開設しています。

会場では補助員が電子申請をお手伝いします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、ご来場には事前予約が必要です。詳細はホームページをご確認ください。



家賃支援給付金コールセンター

☎ **0120-653-930**

お電話は混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

🕒 受付時間 **平日・休日 8:30-19:00**
8月末まで全日対応 / 9月以降：平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。

① 不正受給等への対応

虚偽申請による不正受給等が判明した場合、給付金の返還を求めるとともに、原則として申請者の事業者名等を公表します。また、不正の内容によっては、刑事告発を行う場合もあります。